

農業所得の申告をされる方へ

新温泉町税務課
(TEL 82-3113直通)

収支計算による農業所得の申告について(お知らせ)

令和7年分の農業所得の申告をしていただく時期が近づいてまいりました。

さて、令和7年中に農業作物等の販売収入がある方は農業所得の申告が必要です。

農業所得の申告者には帳簿の作成と保存が義務付けられています。(※ 帳簿の作成・保存がない場合、雑所得に区分されます。)

農業所得の申告は、作成した帳簿に基づき収支明細書と申告書を作成してください。

販売収入のみでなく、家事消費や親戚等への贈呈など換金されてないものも現物収入として換算して収入に計上が必要です。また、知人への販売やインターネット販売等も収入として申告が必要ですので、正しく申告をしていただきますようお願いします。

◎ 収支計算による農業所得申告の必要な方

農産物の出荷・販売収入がある方のみ (家事消費のみの方は収入としません)

◎ 販売されている方は、家事用等に消費又は保有している農産物も収入換算してください。

次のように計算してください。米だけでなく、野菜、果樹等の農産物も換算し、収入に計上してください。自家保有米も正確に把握して収入として申告してください。

総生産量 - 出荷・販売数量

= 家事用等の数量 (自家消費数量) × 出荷・販売金額(実額) + 家事用等の金額
= 農業収入

家事用等の消費・保有量を基に収入金額を計算する際に使用する単価は次のとおりです。

米 (玄米) 30kg袋の場合 **15,000円／1袋**

※ 30kg未満の場合は1kg当たりの単価で計算してください。 **500円/kg**

※ 野菜の場合は市場価格を参考にすることもできますが、1アール当たりの標準

単価 **9,000円/a**で計算していただいても結構です。

①農業所得申告の手順

手順1 収入金額に関するものと、経費に関するものを仕分けする。(帳簿から転記する)

・ 収入に関するもの：収入明細書、受領書、受領明細書等

※ 家事消費、贈呈米は金銭の受領が無くても換算して収入として計上してください。

※ 農作業 (田植、稻刈り等) を依頼されて受けた作業料は収入に計上してください。

※ 経営所得安定対策等交付金、中山間地域交付金などの収入は雑入 (その他収入) に計上してください。

※ 免牛収入がある場合は、牛分とそれ以外の農業分に仕分けしてください。

- ・経費に関するもの：支出明細書、領収書、領収明細書等
 ※畠の申告がない方は、畠に使用した農薬、苗等の経費を含めないでください。
 ※レシートから金額を計算するときは対象外の商品がないか確認してください。

手順2 収支内訳書の科目ごとに整理する。(帳簿から転記する)

別紙の収支内訳書（以下「内訳書」という。）の収入金額欄、経費欄、及び内訳書裏面記載の項目に仕分けしてください。
 適切な項目が無いときは、自分で判りやすい科目名にしていただいても結構です。

※別で仕分けする必要があるもの（下記枠内のもので別途計算が必要）

- 使用期間が1年以上で取得価格が10万円以上のもの、1件の修理・改良が20万円以上のもの（減価償却資産）
- 経費の内、農業用と家事用等が合わさっており、農業用の経費を按分して算出しなければならないもの（農業用建物兼住宅の固定資産税、軽トラック等の車両、水道料金、電気料金、ガソリン代等の燃料費等）

手順3 科目別の合計額を、内訳書に記入して、収入金額・経費ごとに合計・差引をし、農業所得を算出する。

②帳簿について

白色申告者の方でも記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

帳簿は青色・白色申告に関係なく作成して、これを保存しなくてはなりません。

売り上げや雑収入などの収入金額と仕入れやその他の必要経費について、年月日、売り上げ先、金額、仕入れや必要経費などを帳簿に記載するものです。

帳簿は簡易な方法での記載でも良いことになっています。

③注意事項

1. 帳簿は7年間、書類（領収書等）は5年間保管しておく義務があります。
2. 減価償却の耐用年数は下記のとおりです。

※使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の減価償却資産は、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費となります。

種類	構造用途	細目	耐用年数
建 物	木造・合成樹脂	倉庫、作業場	15年
	木骨モルタル	倉庫、作業場	14年
	レンガ石造	倉庫、作業場	34年
構 築 物	コンクリート	用水路、畦、堰堤等	17年
	金属のもの	索道施設等	14年
	木造のもの	果樹棚、稻架等	5年
	土管が主なもの	暗渠、井戸等	10年
機械・装置	農業用機械		7年
車 両	軽自動車	軽トラック	4年

上記以外についてはお問い合わせください。